

川越市告示第四百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十五日

川越市長 川 合 善 明

一 要措置区域

川越市岸町二丁目四十番六

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、及びトリクロロエチレン

三 要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め